

一般社団法人潤滑油協会定款

平成25年4月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人(以下「本会」という。)は、一般社団法人潤滑油協会(Japan Lubricating Oil Society 略称「JALOS」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県船橋市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、潤滑油(グリース、工作油剤等を含む。)及び使用済み潤滑油(以下「潤滑油等」という。)に関する品質・性能の試験及び研究、調査及び研究開発等を行うことにより、潤滑油及び関連業界の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)潤滑油等に関する品質・性能の試験及び研究
- (2)潤滑油等に関する調査及び研究開発
- (3)潤滑油等に関する情報の収集及び提供
- (4)潤滑油等に関する知識の普及啓発
- (5)潤滑油等に関するセミナー及びシンポジウム等の開催
- (6)潤滑油製造業の合理化、高度化に関する事業の推進
- (7)潤滑油等に関する内外関係機関、団体等との連携及び交流
- (8)その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、正会員、特別会員、賛助会員及び推薦会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

2 正会員は、潤滑油の製造、販売を事業として営むもの（準ずるものを含む。）及びそれらのものを主たる構成員とする団体とする。

3 特別会員は、潤滑油の製造、販売に関連を有する事業を営むもの及びそれらのものを構成員とする団体とする。

4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

5 推薦会員は、潤滑油等に関し学識経験を有する者、潤滑油の製造業に関し優れた功績を有する者等のうちから社員総会において推薦された者とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する一人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2)総社員が同意したとき。
- (3)会員である法人又は団体が解散したとき。
- (4)その他法令で定める事由が生じたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 1 1 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費等その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 1 2 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 1 3 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 1 4 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 1 5 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 1 0 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集する場合は、会長は、日時及び場所並びに社員総会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに正会員に通知を発ししなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 1 6 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(議決権の代理行使及び書面又は電磁的方法による議決権行使)

第18条 正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。

2 理事会において社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法で議決権を行使できることを定めたときは、社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

3 前2項の場合において、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使した者又は議決権の行使を委任した者は、社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第20条 会長又は他の理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名し又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第23条 本会に、次の役員を置く。

(1)理事 10名以上15名以内

(2)監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから、社員総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては5名、監事にあつては2名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は職員であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、本会の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 2 7 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事についても同様とする。

3 役員は、第 2 3 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 2 8 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 2 9 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(責任の免除又は限定)

第 3 0 条 本会は、役員の一般法第 1 1 1 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 3 1 条 本会に、顧問 3 名以内を置くことができる。

2 顧問は、推薦会員、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 節 理事会

(設置)

第 3 2 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 3 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、会長は、書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対し通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第37条 前条の規定にかかわらず、一般法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなし、同法第98条の要件を満たしたときは、理事会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)入会金

(2)会費

(3)寄附金品

(4)資産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、当該事業年度開始後最初の定時社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(特別会計)

第44条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第45条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を経て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金)

第46条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得るものとする。

第8章 定款の変更,合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第48条 本会は、第21条第2項に定める社員総会の決議によって他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算人)

第50条 本会が解散したときは、理事が清算人となり、会長が代表清算人となる。

(残余財産の処分)

第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議によって、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 委員会

(委員会)

第53条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により定める規程に基づき、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が定める。

第11章 事務局

(事務局)

第54条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は会長が任免する。

第12章 補則

(実施細則)

第55条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は、会長 武藤英輔とする。最初の業務執行理事は、専務理事 岡田泰とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

(設立登記：平成25年4月1日)